

個人情報の取扱いに関する事項について（答申）・・・審査会類型答申

1 本人以外収集事項（米子市個人情報保護条例第7条第2項第6号に該当）

番号	項目	内容	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	表彰選考	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由等を収集する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
2	委員選任	附属機関の委員や、講師、指導員などの選考、任命等の事務を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等を収集する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。 団体推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人以外から収集することはやむを得ない。
3	補助金交付	団体等に対して指導し、又は補助金等を交付する場合において、当該団体等の職員、構成員又は運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報であり、情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要な最小限の個人情報を収集することは、事務遂行上、必要不可欠である。
4	相談、陳情、要望、意見、刊行物等	相談、陳情、要望、意見、刊行物等により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合	相談、陳情、要望、意見、刊行物等の内容に提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合には、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。 相談、陳情、要望、意見等の内容は、提供者の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
5	所在確認	本人の所在確認等のため、家族、知人、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する必要がある場合	事務の性質上、本人から収集することができない。

6	資格要件	定められた資格要件、基準等の確認のため、国県等他の行政機関等から個人情報を収集する場合	資格要件、基準等は、本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
7	公共的事業	公共性の高い事業の実施に関して、必要不可欠な個人情報を収集する場合	用地交渉、融資制度を運営する事務等の公共性の高い事業のために、必要不可欠な個人情報を収集することは、やむを得ない場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限るものとする。

なお、項目にあげてある事項に形式的に該当するからといって、機械的に例外事項として取り扱うのではなく、理由の妥当性、情報の必要性を十分に吟味した上で、完全にこの答申の趣旨に合致する事務かつ必要最小限の情報のみに対応することとします。

また、常に正確な情報の収集に努めるものとし、情報の正確性が確保しにくい情報については、その必要性を吟味し直し、収集や記録を取りやめるなど、事務の見直しを図ることとします。

2 取扱い制限事項の例外（米子市個人情報保護条例第7条第3項第2号に該当）

番号	項目	内容	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	表彰選考	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の犯罪歴等を取り扱う場合	犯罪歴を有する者が表彰候補者や、表彰者となることは、社会通念上、そぐわない。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無を確認する必要がある。
2	委員選任	公務に従事する委員や職員の任免等を行う事務において、任用の適格性の審査及び免職等の処分のため、犯罪歴を取り扱う場合	公務に従事する委員や職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた適切な処理を行うため、本人等の犯罪歴を収集する必要がある場合がある。
3	公知の事実	新聞、書籍等の中に公知の情報として掲載された思想、信条、信仰等の個人情報を取り扱う場合（政治家が自ら表明している政治理念等もこれに含まれる。）	公にされている個人情報については、誰でも知り得る状態にあることから個人情報保護上の問題は起こらないと考える。 ただし、情報が正しいとは限らないので、正確性の確保に留意するとともに、出典を明示しておくことが望ましい。 また、報道、出版から長い年月が経過し、誰でも知り得る状態にあると言い難い情報については、慎重に取り扱う必要がある。
4	相談、陳情、要望、意見等	相談、陳情、要望、意見等により提供される情報の中に、思想、信条、信仰等に関する個人情報が含まれている場合	相談、陳情、要望、意見等の内容に思想、信条、信仰等の情報が含まれる場合であって、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない場合がある。 相談、陳情、要望、意見等の内容は、提供者の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
5	作文、論文等	作文コンクール、試験等において作成される作文、論文等の記述内容に思想、信条、信仰等に関する個人情報が含まれている場合	作文、論文等は、記述者が自己の意思に基づき自由に記述するものであり、本人は当然、これらの作文、論文等を実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。したがって、当該作文、論文等をその本来の目的内で取り扱う限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考える。
6	同和対策	同和対策に関する事務事業を行うに当たって社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱う場合	同和問題の解決を図ることを目的とした同和対策事業の推進のために、その対象者の把握等の理由により、社会的差別の原因となるおそれのある情報を収集することがある。

7	研修生等受入	海外からの研修生や来訪者等を受け入れる際、生活習慣の違い等を的確に把握し、適切な対応を図るため、信仰、心身状況に関する情報を取り扱う場合	宗教によっては、食事の制限、礼拝等厳格に行われているため、信仰、心身状況に関する情報を収集し、研修生に適切な対応を図る必要がある。ただし、事務の性質上、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある場合に限る。
8	災害等対策	災害や事故状況を把握する事務及び災害や事故により、死亡者や障害者に給付金や見舞金を支給する事務において、対象者の社会的差別の原因となる精神又は身体の障害に関する情報を取り扱う場合	災害弔慰金の支給等、災害対策の性質上、対象者の心身状況に関する情報を収集しないと当該事務の適正な実施が困難である。
9	障害者対策	障害者を対象とした事務において、対象者の社会的差別の原因となるおそれのある情報を取り扱う場合	舗装具の交付等、障害者を対象とした事務を行う上で、対象者の心身状況に関する情報を収集しないと事務に支障が生じるおそれがある。
10	用地交渉	土地等を取得等する事務において、思想、信条、信仰に関する情報を取り扱う場合	墓地等の改装、移転等に係る当該費用等の補償額算定のため、土地・家屋等の所有者の信仰等の情報を収集する必要がある。ただし、事務の性質上、その情報を収集しなければ、事務に支障が生じるおそれがある場合に限る。
11	融資等の運営	融資等の運営する事務において、心身状況に関する情報を取り扱う場合	融資を受けた対象者が、疾病等の事情により償還金の返還を猶予する必要が生じた場合、対象者の心身状況に関する情報を収集する必要がある。

なお、項目にあげてある事項に形式的に該当するからといって、機械的に例外事項として取り扱うのではなく、理由の妥当性、情報の必要性を十分に吟味した上で、完全にこの答申の趣旨に合致する事務かつ必要最小限の情報のみに対応することとします。

3 目的外利用等の例外事項（米子市個人情報保護条例第8条第1項第6号に該当）

目的外利用の例外事項

番号	項目	内容	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	表彰選考	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等を他の業務から求めがあるときに、これを提供する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
2	委員選任	附属機関の委員や、講師、指導員などの選考、任命等の事務を行うため、他の業務の求めがあるときに、これを提供する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
3	資格要件	定められた資格要件、基準等の確認のため、他の業務からの求めがあるときに、これを提供する場合	資格要件、基準等は、本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
4	関連業務	密接な関連のある業務又は連続性のある業務に対して、情報を提供する場合	細分化した業務とは異なるが、本来は一連の業務とみなすことができる業務間で、情報を共有することは、行政効率上も、本人への負担軽減という意味でも、望ましい場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限るものとする。
5	公共的事業	公共性の高い事業の実施に必要な不可欠な個人情報を提供する場合	公共性の高い事業のために、必要不可欠な個人情報を利用することは、やむを得ない場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限るものとする。

なお、項目にあげてある事項に形式的に該当するからといって、機械的に例外事項として取り扱うのではなく、理由の妥当性、情報の必要性を十分に吟味した上で、完全にこの答申の趣旨に合致する事務かつ必要最小限の情報のみに対応することとします。

外部提供の例外事項

番号	項目	内容	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	表彰選考	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等を国県等の行政機関からの求めがあるときに、これを提供する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
2	委員選任	附属機関の委員や、講師、指導員などの選考、任命等の事務を行うため、国県等の行政機関からの求めがあるときに、これを提供する場合	候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることとなり、もし対象外となった場合に、不信感につながったり、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
3	資格要件	定められた資格要件、基準等の確認のため、国県等の行政機関からの求めがあるときに、これを提供する場合	資格要件、基準等は、本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じる。
4	関連業務	密接な関連のある業務又は連続性のある業務のために、国県等の行政機関に情報を提供する場合	実施機関は異なるが、本来は一連の業務とみなすことができる業務間で、情報を共有することは、行政効率上も、本人への負担軽減という意味でも、望ましい場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限るものとする。
5	公共的事業	公共性の高い事業の実施に必要不可欠な個人情報を提供する場合	公共性の高い事業のために、必要不可欠な個人情報を提供することは、やむを得ない場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限るものとする。
6	報道機関	報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて、提供する場合	対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、提供することができるものとする。
7	学術・研究機関	結果的に市民の利益等につながる学術・研究機関の要請に応じて、提供する場合	結果的に市民の安全確保等社会一般の利益を図るために必要であり、極めて公益性が高いと考えられる場合には、提供することができるものとする。
8	訴訟	訴訟当事者である市が、個人情報を記録した資料を訴訟資料として裁判所に提出する場合	裁判所に個人情報を提出することについて、本人の同意が得られない場合であっても、提出先の公益性を考慮し、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟を遂行するためには、提出することができるものとする。

なお、項目にあげてある事項に形式的に該当するからといって、機械的に例外事項として取り扱うのではなく、理由の妥当性、情報の必要性を十分に吟味した上で、完全にこの答申の趣旨に合致する事務かつ必要最小限の情報のみに対応することとします。